

別添4

国 土 入 企 第 1 号
平成 26 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税の適切な取扱いについて

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」(平成25年10月1日付国入企第13号) (別添1) にて要請しているところです。

本日 (平成 26 年 4 月 1 日)、消費税率が 5 %から 8 %に引き上げられたところあり、改めて、上記通知を踏まえ、公共工事の請負者等に対して消費税を適切に支払っていただくようお願い致します。

また、建設業者団体に対して、別添2のとおり消費税の円滑かつ適正な転嫁について要請しておりますので、これを参考に、元請負人に対して下請負人への円滑かつ適正な転嫁についての指導等を実施していただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村 (政令指定都市を除く。) に対しても、本要請の周知をよろしくお願い致します。

別添1

国土入企第13号
平成25年10月1日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されることとされています。これにより、国土交通省直轄工事等においては、別添1のとおりの取扱いを講じることとなりましたので、これを参考として、適切な取扱いに努めて頂くようお願ひいたします。また、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。